

所定疾患施設療養費の算定状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表致します。

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
日数	10	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	18

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	4	5	4	6	1	4	2	3	1	1	2	4	37
日数	28	29	24	33	3	18	11	20	9	9	10	25	219

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

算定要件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであること。
1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは出来ないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ 肺炎
ロ 尿路感染症
ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
ニ 蜂窩織炎
- ④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定出来る。
- ⑤算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載すること。
また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮すると共に、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。
ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

主な治療内容

肺炎	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、レントゲン、CT、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、酸素などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	皮膚科受診し、带状疱疹にて施設での対応可能と判断され、内服薬のみではなく、抗ウイルス剤の点滴注射又は消炎鎮痛剤を用いた治療の指示が出た場合のみ算定可能。
蜂窩織炎	抗生剤（内服・点滴注射）、抗菌薬の薬物療法などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。